

## ○御嵩町地域づくり施設整備助成金交付事業実施要綱

平成20年1月17日

訓令甲第2号

第1条 この要綱は、御嵩町基金条例（平成24年条例第3号）別表第1に規定するふるさとふれあい振興基金の設置目的に基づき、御嵩町の活性化を図るため、創意と工夫にあふれた自主的及び主体的な活動を行う団体（以下「団体」という。）が実施する地域づくり施設の整備事業（以下「地域づくり施設整備事業」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、御嵩町補助金交付規則（平成5年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平21訓令甲7・平24訓令甲10・平24訓令甲5・一部改正）

（助成対象者）

第2条 助成の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 10名以上の団体で、御嵩町内に在住、在学又は在勤する者が半数を超えていること。
- (2) 御嵩町内を拠点として活動を行うものであること。
- (3) 政治、宗教、単なる物品の販売及び営利を目的としたものでないこと。
- (4) 会則、規約等を定めていること。

2 前項の規定にかかわらず、規則第5条の2第1項各号のいずれかに該当すると認められる団体は、対象としないものとする。

（平21訓令甲7・平24訓令甲5・一部改正）

（助成対象事業）

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 団体が自ら運営するもので、地域の課題を解決するための施設整備、地域の特徴若しくは特性又は地域資源を活かした施設整備とし、その機能が最大限に活用されるものであること。
- (2) 施設の維持管理について、団体が行うもの又は地域住民の協力が得られるものであること。
- (3) 事業用の土地、建物等の所有権を有する者に対して、地域づくり施設整備事業を行う旨及び当該地域づくり施設整備事業完了後5年以上継続的に使用できる旨の承諾を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、助成対象事業としない。

- (1) 計画の部分的な事業又は地域づくり施設整備事業のみでは単独で効用を十分に果たせない事業
- (2) 団体の単独事業として既に事業に着手しており、財源の補てんとみなされる事業。  
この場合において、助成金の交付決定前に着工したものは、財源の補てんとみなすものとする。
- (3) この要綱による助成金以外に同種の助成金等の交付を受けている事業
- (4) 助成対象事業費の額が50万円未満の事業
- (5) 構成員相互の親睦又は個人の学習活動若しくは趣味活動を目的とする事業
- (6) その他地域づくり施設整備事業の目的に適合しない事業

(平21訓令甲7・一部改正)

(助成対象経費等)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、地域づくり施設整備事業に係る工事費並びに設計及び監理費の全部又は一部とする。ただし、次の経費は、助成の対象としない。

- (1) 事業に係る資料代、通信費、調査費、申請料等一般事務経費
- (2) 土地購入費、造成経費又は外構工事費
- (3) 家具類、電化製品等の備品（設備工事に含まれる冷暖房機器等を除く。）を調達する経費
- (4) 業として行う者以外に係る人件費
- (5) 事業に係る重機、機器、工具等の購入経費
- (6) 指定検査機関等が行う建築確認又は完了検査の費用
- (7) 前各号に掲げるもののほか、直接的経費と認めがたい経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費に10分の9を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以内の額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、御嵩町ふるさとづくり検討委員会（御嵩町ふるさとづくり検討委員会設置規程（平成19年訓令甲第26号）に規定するものをいう。以下「委員会」という。）の審査に基づき、助成率及び助成額を定めることができる。

(平22訓令甲7・平25訓令甲16・一部改正)

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、地域づくり施設整備助成金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、町長が指定する日までに提出しなければならない。

(平21訓令甲7・一部改正)

(助成金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、委員会の審査に付すものとする。

- 2 委員会は、前項の付議があったときは、別に定める審査基準に基づき公開審査を行うものとする。
- 3 申請者は、前項の委員会において、助成金の交付を申請した地域づくり施設整備事業の内容等を発表するものとする。
- 4 町長は、第1項の審査を行った結果を考慮した上で助成金の交付の可否及びその額を決定し、地域づくり施設整備事業助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、申請者が規則第5条の2第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、町長は、助成金の交付の決定をしないことができる。この場合における措置等については、御嵩町補助金交付要綱（平成5年訓令甲第4号）第3条の2の規定によるものとする。

(平24訓令甲5・平25訓令甲16・一部改正)

(交付決定の取消し等)

第7条の2 町長は、前条第4項の交付決定を受けた者（以下「助成団体」という。）が規則第5条の2第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、速やかに助成団体に通知するものとする。

3 町長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消しをした交付決定に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、助成金の返還を命ずるものとする。

(平24訓令甲5・追加)

(事業の内容変更等)

第8条 助成団体は、地域づくり施設整備事業に関し次に掲げる変更等が生じるときは、あらかじめ町長に地域づくり施設整備事業変更等承認申請書（別記様式第3号）を提出し、承認を受けなければならない。

(1) 地域づくり施設整備事業に係る主要工事の内容等に著しい変更が生じるとき。

(2) 地域づくり施設整備事業に係る助成対象経費の額に著しい変更が生じるとき。

(3) 地域づくり施設整備事業を中止し、又は廃止するとき。

(4) 地域づくり施設整備事業が予定の期間内に完了しないとき、又は地域づくり施設整備事業の遂行が困難になったとき。

2 町長は、地域づくり施設整備事業変更等承認申請書が提出された場合は、申請内容等を確認したうえで変更等の承認の可否を決定し、地域づくり施設整備事業変更等承認通知書（別記様式第4号）により助成団体に通知するものとする。

3 町長は、前項の地域づくり施設整備変更承認通知書により、前条第4項の規定により決定された助成金の額が変更となった場合は、変更後の助成金交付決定額を地域づくり施設整備事業助成金交付決定通知書により助成団体に通知するものとする。

(平21訓令甲7・平24訓令甲5・一部改正)

(状況報告)

第9条 助成団体は、町長から要求があったときは、地域づくり施設整備事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面、写真等により報告するものとする。

(平21訓令甲7・一部改正)

(実績報告)

第10条 助成団体は、地域づくり施設整備事業が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、地域づくり施設整備事業実績報告書（別記様式第5号。以下「実績報告書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、実績報告書の提出があったときは、別に定めるところにより報告会を行うものとする。

3 助成団体は、前項の報告会において、実施した地域づくり施設整備事業の内容等を報告するものとする。

(平21訓令甲7・一部改正)

(助成金交付額の確定等)

第11条 町長は、実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、かつ、現地調査等を行った結果適当であると認めたときは、助成金の交付額を確定するものとする。この場合において、助成対象経費が当初申請より減額となったときは、助成金額を減額し、助成対象経費が当初申請より増額となったときは、当初交付決定額を超えて助成しないものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付額を確定したときは、地域づくり施設整備事業助成金交付額確定通知書(別記様式第6号。以下「交付額確定通知書」という。)により助成団体に通知するものとする。

(平21訓令甲7・一部改正)

(事業の完了確認)

第12条 町長は、地域づくり施設整備事業の完了確認を行った場合は、地域づくり施設整備事業(一部完了・完了)確認調書(別記様式第7号)を作成するものとする。

(交付請求)

第13条 交付額確定通知書を受けた助成団体は、地域づくり施設整備助成金交付請求書(別記様式第8号。以下「交付請求書」という。)を町長に提出して助成金を請求するものとする。

(平21訓令甲7・一部改正)

(前金払及び出来高払)

第14条 町長は、地域づくり施設整備事業の目的又は内容の性格上適当と認めるときは、助成金を前金払又は出来高払により交付することができる。

2 前項の前金払の金額は、助成金交付決定額に10分の4を乗じて得た額とする。

3 助成団体は、第1項の前金払により交付を受けようとするときは、交付請求書を町長に提出するものとする。

4 第1項の出来高払は、地域づくり施設整備事業の出来高が9割以上の段階で申請することができる。この場合において、助成団体は、地域づくり施設整備事業一部完了届(別記様式第9号)及び交付請求書を町長に提出するものとする。

5 町長は、地域づくり施設整備事業一部完了届の提出があった場合において、その内容を審査し、現地調査等を行った結果適当と認めたときは、未交付額以内で助成金を支払うものとする。

6 町長は、地域づくり施設整備事業の一部完了の確認を行った場合は、地域づくり施設整備事業(一部完了・完了)確認調書を作成するものとする。

(平21訓令甲7・一部改正)

(財産処分の制限)

第15条 助成団体は、地域づくり施設整備事業により取得した施設又は効用が増加した施設について、町長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 助成団体が、助成金の全部に相当する金額を町に納付した場合

(2) 助成金の交付の目的及び当該施設の耐用年数を勘案して町長が適当と認める期間

が経過した場合

(平21訓令甲7・一部改正)

(書類の整備)

第16条 助成団体は、地域づくり施設整備事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管しなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、地域づくり施設整備事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(平21訓令甲7・一部改正)

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し定めのない事項は、町長が別に定める。

(平24訓令甲5・全改)

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年訓令甲第7号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の予算に係る助成金から適用する。

附 則 (平成22年訓令甲第7号)

この訓令は、平成22年3月1日から施行し、平成22年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則 (平成24年訓令甲第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の御嵩町補助金交付要綱、御嵩町自主運行バス補助金交付要綱、御嵩町地域づくり活動助成金交付事業実施要綱、御嵩町地域づくり施設整備助成金交付事業実施要綱、御嵩町地区集会施設整備補助金交付要綱、御嵩町水道未普及地域給水施設整備補助金交付要綱、御嵩町地区児童公園等福祉施設整備補助金交付要綱、御嵩町民間保育所補助金交付要綱、御嵩町国民健康保険健康診断料助成要綱、御嵩町二次及び三次予防接種医療機関等に関する実施要綱、御嵩町妊婦健康診査費助成事業実施要綱、御嵩町新生児聴覚検査費助成事業実施要綱、御嵩町特定不妊治療費助成事業実施要綱、御嵩町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱、御嵩町資源集団回収事業奨励金交付要綱、御嵩町耕作放棄地対策事業補助金交付要綱、御嵩町有害鳥獣被害防止施設設置費補助金交付要綱、御嵩町農地及び農業用共用施設災害復旧事業費補助金交付要綱、御嵩町地域環境保全活動支援金交付要綱、御嵩町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱及び御嵩町自主防災組織設備等補助金交付取扱要綱の規定は、平成24年度の予算に係る補助金から適用し、平成23年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年訓令甲第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年訓令甲第16号) 抄

(施行期日)

- 1 この訓令中第1条及び第3条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。